



千葉労働新聞

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)
電話 { (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 043 (222) 7207 番

94.1.11 No. 3926

指許と懲罰に對する貨物の労働時間短縮

貨物労働時間短縮の提案

貨物会社は、一月二二日、「労働時間短縮の実施について」の考え方を提示してきた。

「労働基準法」にもとづく労働時間は、本年四月一日から週四〇時間とすることが定められている。しかし、貨物会社は、労働時間短縮については、政令で定める「運輸・交通業、三年間の猶予措置」が検討されていることを理由に、秋のダイヤ改時に合わせて実施することを提案してきたのである。提案された主な考え方は、

- 「ダイヤ改」に合わせる理由
- 一 列車ダイヤの調整がしやすい
- ii 作業ダイヤの変更に伴い始終時刻の変更がしやすい
- iii ダイヤ改正に伴い、要員措置が講じやすい

- 労働種別毎の時短の考え方
 - 【日勤二種】
 - 一 平均労働時間を短縮する。
 - 【隔日交代】
 - i 終業時刻の繰り上げ
 - ii 始業時刻の繰り下げ
 - iii 休憩時間の拡大
 - iv これにより難しい場合は、調整休日等の活用
- 以上の順序により時短を実施する。
- 待ち合わせ時間を労働時間から除く！
 - 【動力車乗務員】
 - 時短の実施は「勤務制度の改正」により、「待ち合わせ時間を労働時間から除く」

としていた。また、貨物列車の動力車乗務員の勤務は、深夜時間帯に集中していることと、不規則・不定型である等の特殊性を有していることを勘案し、次の点について「改善」を進めるとしている。

- ① 一日平均労働時間について
- ② 超過勤務による乗務割交番作成について
- ③ 深夜乗務回数について
- ④ 在宅休養時間について

以上の提案に対し、組合側からは、

労働時間の短縮については「労基法の改正」にもとづき一九九四年四月一日から週四〇時間制の定めにより、早期に実施すべきである。しかるに、会社は運輸事業の猶予措置を期待し、先送りを明らかにしたことは、経営責任が問われなければならない。

労働時間の短縮については

- ① 一日平均の労働時間を短縮し、合わせて休日増を基本とすること。
- ② 動力車乗務員の勤務については、待ち合わせ時間を労働時間としてカウントし、一日平均の労働時間短縮をはかるべきである。

等々を要求してきたところである。

貨物への体制粉碎!!

今後、「秋のダイヤ改」に向けて乗務員の改善を許さず、真の時短を全力でかちとらなければならない。

秋のダイヤ改は、貨物八〇〇〇人体制合理化の突破口だ！まさしく本年が正念場。合理化の先兵JR総連・日貨労を許さず、貨物、解雇者、東日本の組合員の強固な団結で全力で闘おう！



一七〇青年部旗幟
九四年の闘いはじめ、今年
老親の最末願で「カンパイト」

1.12 (木)
千葉労働旗
13日 福祉センター